

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン  
主な改訂内容について

- 「2 学校における感染症対策の考え方」において、希望する教職員、児童生徒等に対する新型コロナワクチン接種に係る体制整備に関する記載を明記。  
(ワクチン接種の本格化に伴う追記)
- これまで、新型コロナウイルスに関する対応として文部科学省において周知等を行ってきた内容等を踏まえ、記載の整理・追記等を実施。
  - ・ 「3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応」において、濃厚接触者に特定されない場合であっても、出席停止の措置をとるべき場合等に関する記載を明記。
  - ・ 「4 臨時休業の実施の考え方」において、授業を行う教員が出勤できない状況に おいては、主幹教諭や教頭が授業を行う等の工夫をとりつつ、特に、感染等により校内の教員で授業を行うことが困難な場合は、教育委員会と連携し一時的に必要な教員を確保することも考えられること等を明記。
  - ・ 「5 学習指導」において、やむを得ず学校に登校できない児童生徒が自宅等で行った学習の取扱いや指導要録上の取扱いについて留意すべき事項等を明記。